

平成30年第1回府中町議会定例会

会 議 録（第4号）

1. 開 会 年 月 日 平成30年3月 9日（金）

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 平成30年3月19日（月）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 出席議員（17名）

議長	中 村 武 弘 君	副議長	山 口 晃 司 君
1 番	岩 竹 博 明 君	2 番	木 田 圭 司 君
3 番	橋 井 肇 君	4 番	梶 川 三樹夫 君
5 番	繁 政 秀 子 君	7 番	二 見 伸 吾 君
8 番	上 原 貢 君	9 番	益 田 芳 子 君
10 番	児 玉 利 典 君	11 番	林 弘 君
12 番	西 友 幸 君	13 番	中 村 勤 君
14 番	西 山 優 君	17 番	小 菅 卷 子 君
18 番	力 山 彰 君		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 欠席議員（0名）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問
- 3 議員提出第1号議案 日本政府に核兵器禁止条約に批准することを求める意見書
- 4 議員提出第2号議案 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書
- 5 議員提出第3号議案 バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書
- 6 議員提出第2号議案 府中町議会議員定数条例の一部を改正する条例について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 説明のため会議に出席した者

町	長	佐藤信治君
副町	長	岡野浩子君
教 育	長	高杉良知君
企 画 財 政 部	長	高石寛智君
総 務 部	長	坂本雅司君
福 祉 保 健 部	長	山西仁子君
生 活 環 境 部	長	戸田秀生君
建 設 部	長	梶川幸正君
向洋駅周辺区画整理事務所	長	脇本哲也君
消 防	長	寺尾光司君
教 育 部	長	奥田米穂君
総 務 部 次	長	大塚圭子君
福 祉 保 健 部 次	長	新見公平君
生 活 環 境 部 次	長	金光一隆君
建 設 部 次	長	池口豊記君
保 険 年 金 課	長	森本雅生君
健 康 推 進 課	長	長西弘子君
環 境 課	長	屋敷学君
建 築 課	長	川口正幸君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長	榎並隆浩君
-------------	-------

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 議事の内容

(開議 午前 9時30分)

○議長(中村武弘君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員17名で、定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、平成30年第1回府中町議会定例会第4日目の会議を開きます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

18番力山議員。

以上でございます。よろしく申し上げます。

避難場所につきましては、災害対策基本法において、災害の危険が切迫した場合に

おける居住者等の安全な避難を確保する観点から、災害の危険の及ばない施設、場所を災害の種別ごとに指定することとされております。過去の災害におきましても、土砂災害に適さない避難先に避難した方が亡くなるという事案が発生していることから、土砂災害、洪水、地震など、災害種別ごとの避難場所を指定していくこととされたものでございます。

さて、御質問の大規模避難場所となる小・中学校の体育館は1階のみの構造で2階がなく、水害時に避難場所として使用できなくなる可能性が高いので、学校の校舎の2階以上を避難場所として指定することはできないかということについてでございますが、府中町総合防災マップに掲載しております24カ所の避難場所で、水害時の浸水想定区域内にある施設は府中小学校、府中公民館、鶴江地区センター、くすのきプラザ、府中町立体育場、歴史民俗資料館の6カ所がございます。この6カ所の浸水想定は1メートルから2メートルで、最大1階の軒下ぐらいまでの浸水となります。このため、府中公民館、鶴江地区センター、歴史民俗資料館の3カ所につきましては2階以上の施設ですので、水害時には2階以上を避難場所として指定しております。

また、同じ敷地の中にあるくすのきプラザと府中町立体育場につきましては、水害時には府中町立体育場は避難場所として使用せず、くすのきプラザの2階以上を避難場所として指定を行っております。

このように、浸水想定の水深に応じて建物内の上の階に避難する、いわゆる垂直避難が可能な施設は水害の避難場所として指定し、垂直避難ができない施設、場所は指定しておりません。

小・中学校におきましては、議員御指摘のとおり体育館を多くの町民が一定期間滞在できる場所として避難施設の指定を行っておりますが、このうち府中小学校におきましては、水害時には体育館が使用できなくなるおそれがありましたので、水害時は校舎の2階以上を避難場所として指定しておりましたが、明確な場所の指定は行っておりませんでした。

今年度、校舎の2階以上の場所を明確にするため、教育委員会、学校と協議いたしまして、府中小学校の西校舎と東校舎の2階以上の教室を避難先とすることについて承諾が得られました。

これを受けまして、平成30年3月2日に開催しました府中町防災会議において、避難所の指定についてお諮りし、御承認をいただきましたので、速やかに指定を行う

こととしております。

今後も地域住民が速やかに安全な場所へ避難できるよう、ホームページによる土砂災害、洪水、地震などの災害種別ごとの避難場所の掲載による周知を図るとともに、防災出前講座、地域の防災訓練等の実施による啓発活動を引き続き行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君） 2 回目の質問ございますか。

18 番力山議員。

○18 番（力山 彰君） 答弁ありがとうございました。府中小学校の体育館使えない場合は、西校舎、東校舎が避難場所として指定していくように進めているということで、安心いたしました。

しかし、私、広島市の八木地区、土砂災害が起こったところで、ちょっと災害についての当時どうでしたか、今どんとに考えられてますかというのを聞きに行ったことがあります。そのときに、八木地区は水害が起こってなかなか学校もあかんかったんですが、昼ぐらいかな、には体育館をあけて避難場所としてオープンしたということを知っている。その後、夏場、これ夏場でしたよね。そのときにさらに言われたのは、実は避難は体育館じゃなしに教室に入らせていただきました。これは夏休みで教室があいていたこと、そして体育館は空調がない、そしてだだっ広い、そしてプライベートがなかなか確保しにくいということで、空調のあって部屋が比較的細かく分割されている教室のほうを使ったと。それによって避難された方が大分負担が軽くなったということ聞いてます。

これは本当に不幸中の幸い言うちゃいけんですけども、その中では小さなラッキーだったということを言われてます。たまたま夏休み中で生徒がいない。教室が使えるという状態だったと。体育館は御存じのようにだだっ広いということで、プライベートが確保しづらい。そして、夏場は風が入らるので暑い。そして、冬場は寒い。しかも板敷きですから特に寒い。板の上へ直接寝るということになると、かなりの我慢が強いられるということで、それを考えれば教室へ逃げられたのは、本当にラッキーだったんだなというふうに私は考えてます。

そこで、府中町でも避難場所として垂直避難ができない場合は、ごめんなさい、水害の場合は水没のおそれのない2階以上ということでマニュアルを見直されるということなんですが、その他の場合もあいとる教室は、できるだけプライベートを確保す

るために避難場所として使えるように考えていただきたい。

例えば、女性の問題ですね。女性のプライベートの問題。そして、赤ちゃん、小さな子どもがおられる方々、そしてお年寄り、病人。これらの方は、そういった暖房がとれるところがいいんじゃないかなと私は思います。ぜひ考えていただきたい。

教育委員会さんにもお願いしときたいのは、自分たちの生徒は避難者にならんと、災害に遭うことはないということじゃないんで、子どももひとしく、生徒もひとしく災害に遭いますので、それも考えて自分たちの子どもを守るという意味で、そういった小さな教室でも使えるところは積極的に緊急事態ですから使えるように、前向きに検討していただきたいと思います。

そして、今は水害のことを言いましたけども、南小学校の体育館ですか。こちらは急斜面に面してるんですかね。これはちゃんと勾配もとってあるから大丈夫だということだと思うんですけども、恐らく今調査へ入ってます。県が調査に入ってます。それが終わった後出てくるマップには、体育館はレッドゾーンにならんとしても、少なくとも黄色ゾーンには入ってくるだろうと私は思ってます。そういった黄色ゾーンが避難所として適切なのかどうか、これもちよっと疑問があるところです。そういったところ、体育館使えん場合はどうなるんかという話なんですけど、よそへ行きゃいいじゃないかということになると思うんですけど、避難場所を小学校を指定されてますんで、大体の方はそちらを向いて逃げてくるということで、そういったときの場合も考えて、教室をぜひ避難場所として使えるようにしていただきたい。

府中小学校の東館ですか、私も見せてもらいました。避難場所に適するかどうか見せてもらいました。これは避難場所としては最高でしたね。びっくりしました。というのは、各教室にはエアコンがついてる。そして、各階にはトイレ、水道がついてる。手洗いがついてる。そして、何よりも部屋の中は板張り。タイル張りじゃなしに、少なくとも布が張ってあるいいですか、フローリングがしてあると、布のフローリングがしてあるということで、これだったらそのまま横になっても何とかなるんかなというふうに感じました。特に東棟やなんかは、避難場所としては最高の環境だろうなというふうに感じております。

ぜひ教育委員会のほうもそういった点を踏まえまして、垂直避難しないといけないときだけ教室ではなく、地震災害についてもそうです。地震災害なんか特に長くなると思います。家が徹底的に壊れるわけですから、道路も恐らく壊れると。そういった

ときに、教室をぜひ活用することをお願いしたい。生活環境部と教育委員会とでぜひ協力し合ってそういった教室を避難場所に提供していただくように、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 答弁が要りますか。要望ですか。

○18番（力山 彰君） 一応、一言。

○議長（中村武弘君） 生活環境部長。

○生活環境部長（戸田秀生君） 避難場所の指定につきまして、学校の教室もっと有効的に使えるようにという御質問なんですけども、生活環境部といたしましても教室を全く使えないとか使わないとかいうことはございません。

ただ、避難場所というのは災害が起こったときにまず第一に命を守るために逃げる場所なんで、当面は体育館という形で指定をしておりますが、議員おっしゃるように避難が長期化とか長い間になってきますと、寒い、暑い。教室にはエアコンが今府中町つきましたんで、有効的に今からはそういった状況になれば、避難場所として使えるんじゃないかと生活環境部では考えております。これは学校、教育委員会と今後も調整しながら、そういった長期になって避難生活が続くようになる場合について、また備えていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 3回目はよろしいですか。

18番力山議員。

○18番（力山 彰君） ちょっと1つだけ。1つだけちょっと言い忘れてました。八木地区の話にちょっと帰らせてもらうんですが、教室を避難所で使わせていただいたということで、もう一ついいことがあったのをお伝えするのを忘れてました。

全国から災害時には避難物資が届きます。この避難物資の取る場所が、体育館がありましたんで体育館が使えたということがございます。避難物資を受け取る場所が府中町でも問題になると思います。そういったことを考えたときに、体育館があいとれば非常に助かったというふうに聞いております。

以上です。

○議長（中村武弘君） 以上で、第1項、公的避難場所の拡充について、18番力山議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係、第2項、府中町の「子どもの貧困」対策について、7番二見議員の質問を行います。

7 番二見議員。

○7 番（二見伸吾君） 府中町における「子どもの貧困」対策について質問をいたします。

日本はかつて1億総中流ということも言われましたけれども、1990年代後半から格差社会が意識をされ、21世紀になりますと貧困と格差が問われるようになりました。

経済協力開発機構、OECDは2006年7月、日本経済を分析した対日経済審査報告書を公表し、報告書は日本の所得格差が拡大し、2000年にはOECD加盟国の中で、相対的貧困率がアメリカに次いで2番目に高くなったことを明らかにしています。2006年にはワーキングプア、2007年にはネットカフェ難民というテレビ番組がつくられ、2008年の年末には年越し派遣村が実施をされ、マスコミで大きく報道をされました。

そして、同じ2008年に当時国立社会保障・人口問題研究所に所属をし、現在は首都大学東京都市教養学部教授の阿部彩氏が、「子どもの貧困、日本の不公平を考える」を出版をされます。私は貧困問題についてずっと関心を寄せてきましたけれども、当時この本を読んで大きな衝撃を受けました。貧困世帯に育つ子どもが学力、健康、家庭環境、非行、虐待など、さまざまな点で貧困でない世帯に育つ子どもに比べて不利な状況に置かれている。それは子どもには全く責任のないことです。

子どもの貧困が広く知られるようになったこと。イギリスで2010年に子どもの貧困法が成立をし、2020年までの子どもの貧困の撲滅を宣言したことや、国内であしなが育英会などの団体による法律制定への運動が展開されたことなどによって、2013年、日本でも子どもの貧困対策の推進に関する法律、以下子どもの貧困対策法が衆参両院の全会一致で成立をし、翌2014年1月から施行されました。

子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的としたこの法律は、子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。2条ですけれども、このことを基本理念とし、第4条で、地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すると述べています。

この法律を具体化していくために同年6月、子供の貧困対策に対する大綱が定められました。大綱は、子どもの貧困対策の策定について、次のように述べています。

あすの日本を支えていくのは、今を生きる子どもたちである。その子どもたちが自分の可能性を信じて前向きに挑戦することにより、未来を切り開いていけるようにすることが必要である。しかしながら現実には、子どもたちの将来がその生まれ育った環境の事情等に左右されてしまう場合が少なくない。

政府の調査によれば、我が国の子どもの貧困の状況が先進国の中でも厳しく、また、生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率も全体と比較して低い水準になっている。

日本の将来を担う子どもたちは国の一番の宝である。貧困は、子どもたちの生活や成長にさまざまな影響を及ぼすが、その責任は子どもたちにはない。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策は極めて重要である。

そうした子どもの貧困対策の意義を踏まえ、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、政府としてここに「子供の貧困対策に関する大綱」を策定する。

まことにそのとおりだというふうに思いました。

終戦の翌年に定められた児童憲章は、児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、よい環境の中で育てられると前文でうたい、全ての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。全ての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また疾病と災害から守られる。全ての児童は、就学の道を確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。全ての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境から守られるなど、児童の権利を12条にわたって掲げています。

終戦直後の荒廃した社会環境の中で、子どもを守り、育てるために定められた憲章ですが、子どもの貧困をなくす上で、今なお重要な指針となるものです。

2007年には、国連総会において子どもの貧困に関する定義が示されました。その内容をユニセフは次のように伝えています。

国連総会は、子どもたちが経験する貧困の特殊さに鑑み、子どもの貧困とは単にお金がないというだけでなく、国連子どもの権利条約に明記されている全ての権利の否

定と考えられるとの認識を示した。

この新しい定義によれば、子どもの貧困の測定は一般的な貧困の判断、しばしば所得水準が中心となる、これと一緒にすることはできない。なぜなら、栄養、飲料水、衛生施設、住居、教育、情報などの基本的な社会サービスを利用できるかどうかも考慮に入れる必要があるからだ。

国連による子どもの貧困の定義もまた、私たちに重要な示唆を与えてくれます。子どもの貧困を見る際、単にお金のあるなしだけでなく、さまざまな社会サービスを使えるかどうかということを考えねばならないということです。

さて、子供の貧困対策に関する大綱の基本的な方針の3に、子どもの貧困の実態を踏まえて対策を推進するとあり、次のように述べています。

子どもの養育について、家族・家庭の役割と責任を過度に重く見る考え方などの影響により、子どもの貧困の実態は見えにくく、捉えづらいと言われる。子どもの貧困対策に取り組むに当たっては、子どもの貧困の実態を適切に把握した上で、そうした実態を踏まえて施策を推進していく必要がある。

我が国における従来の調査研究の取り組み状況を見た場合、子どもの貧困の実態が明らかになっているとはいいがたい点が認められる。このため、実態把握のために調査研究に取り組み、その成果を対策に生かしていくよう努める。

子どもの貧困の実態は見えにくく、捉えづらい。そうだと思います。

大阪府で中学生、小学生の2人の子どもを育てているシングルマザーの方の訴えを、私たち日本共産党の志位和夫委員長が先月5日に衆議院予算委員会で紹介しました。その訴えの中に、貧困が見えづらい原因の一つが語られています。

私は、生活保護を受けている今より8キロ以上やせていました。子どもたちを食べさせるために、自分は余り食べずにいました。生活に対する不安が強過ぎて感覚が鈍くなっているのか、外に出ているときはおなかがすいているのに、家に帰って子どもたちを目の前にすると、その感覚を失うのです。貧しいのは私のせいなんだからと、私は食べたらだめという強迫に近い感情がそこにはありました。

お風呂は湯温をぎりぎりまで下げてお湯をため、シャワーは使わず、3人一緒に入っていました。お風呂から上がるときは浴槽の中には随分と冷たいわずかなお湯が残っているだけ。当時、子どもたちは寒い、寒いと言いながら大騒ぎで体を拭いていました。冬場でも洗い物にはお湯を使いません。水道代を下げるために、野菜を洗うと

きはバケツに水を受け、その水やわずかなお風呂の残り湯でベランダ掃除やトイレの排水にも使いました。お風呂の残り湯はほぼ使い切ります。

室内の電気も暗くなるぎりぎりまでつけず、また子どもたちを早く寝かせて私も電気を消して早々と布団に入っていました。夜テレビを見ることも、楽しみもない夜です。夏場、クーラーはつけず、汗だけで1日を過ごします。ただ、寒さだけはつらかったです。惨めな気持ちになるからです。

一番つらかったのは、無保険だった期間です。3年間、幼い子どもを一度も病院へ連れていけませんでした。息をひそめ、薄氷、薄い氷の上を歩いているような生活でした。でも、そんな生活は外側からは見えにくい状態であったと思います。余りにも恥ずかしい生活なので、周囲には悟られないようにやっていました。「きのう家におった。電気ついてへんかったから」と御近所さんに言われたら、「外食に出かけてん」と答えました。こんな大変な暮らしをしているのに、その貧しい暮らしを知られてくれないので息をひそめ、うそまでついて悟られないようにしていた。

そういう中で、私たちは積極的に子どもの貧困を見つけ出し、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長できる対策を立てなければなりません。

昨年7月、当町は広島県とともに子どもの生活実態調査を小学校5年生、中学校2年生とその保護者を対象に実施をいたしました。先ほど紹介しました「子どもの貧困」の著者である阿部彩教授が調査の監修をされております。大変貴重な調査であり、子どもの生活支援の出発点をなすものと言えます。広島県の調査とあわせて府中町として共同実施されたことを高く評価をしたいと思います。

調査は、見えにくく、捉えづらい貧困を3つの要素から光を当て、定義をしています。

第1に低所得、所得の貧困です。世帯所得の中央値の半額に満たない貧困ライン、低所得基準以下にあるかどうかで判断をします。今回の調査では、136万2,000円以下を低所得とみなしています。

第2に家計の逼迫です。経済的な理由で公共料金や家賃が支払えないことがあったのかどうか。電話、電気、ガス、水道、家賃、食料、医療の7項目のうち、1つ以上に該当するかどうか。

第3に子どもの体験や所有物が欠如しているかどうか。これは相対的剥奪、あるいは物質的剥奪と呼ばれ、貧困研究の分野で著明なイギリスのピーター・タウンゼント

が提唱したものです。彼は、最低限のものを食べられて着るものがあれば貧しくないのかというふうに提起をし、それでは真っ当な生活、それが真っ当な生活を言えるのかというふうに提起をし、平均的な暮らしの中にあるはずのものがないということを剥奪というふうに呼びました。タウンゼントは相対的剥奪について、次のように定義をします。

人々が社会で通常手に入れることのできる栄養、衣服、住宅、居住設備、就労環境面や地理的な条件についての物的な標準に事を欠いていたり、一般に経験されているか享受されている雇用、職業、教育、レクリエーション、家族での活動、社会活動や社会関係に参加できない、あるいはアクセスできない状態である。諸外国では、相対的剥奪指標が貧困指標の一つとして採用されていますが、日本ではまだ全国的な指標が確定しているわけではありません。

しかし、今回の調査は、2016年に東京都が実施をした子どもの生活実態調査と同じ指標が使われており、比較検討の上で有効性があると、このように考えます。

その指標とは、1、海水浴に行く。2、博物館、科学館、美術館などに行く。3、キャンプやバーベキューに行く。4、スポーツ観戦や劇場に行く。5、遊園地やテーマパークに行く。6、毎月お小遣いを渡す。7、毎年新しい洋服、靴を買う。8、習い事、音楽とかスポーツとか習字等に通わせる。9、学習塾に通わせる。10、お誕生日のお祝いをする。11、年に1回ぐらい家族旅行に行く。12、クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる。13、子どもの年齢に合った本。14、子ども用のスポーツ用品、おもちゃ。15、子どもが自宅で宿題、勉強することができるの15項目であり、経済的な理由で15項目のうち3つ以上ない場合に生活困難というふうにみなします。

その上で低所得、家計の逼迫、相対的剥奪という貧困を捉える3つの要素のうち、2つ以上に該当する場合は生活困窮層、いずれか1つの要素に該当する場合は周辺層に区分をし、生活困窮層と周辺層を合わせて生活困難層とします。いずれの要素にも該当しない場合は、非生活困難層となります。

当該の子どもの生活実態調査によりますと、生活困窮層と周辺層を合わせた生活困難層は、小学校5年生では79人、18.2%、中学校2年生では78人、24.6%に上っています。無回答がそれぞれ21%、17.7%とあり、この中にも生活困難層がいるというふうに見たほうがいいでしょう。

広島県全体の生活困難層は、小学校5年生25.6%、中学2年生27.8%です。当町は県全体との比較では少ないというふうに言えますけれども、決して喜べるほどの数値ではありません。

当町では、就学援助を受けている小学生は18.2%、525人、中学生は24.5%、308人ですから、ほぼ生活困難層と重なっています。そこから考えますと、当町の小学生のうち500人程度、中学生のうち300人程度、合わせて800人程度が生活困難層であるというふうに推定をされます。

それに加えて、当町には3,000人近くの就学前児童、乳幼児がおり、その20%なら550人、25%であれば700人弱が生活困難層に該当すると思われます。中学卒業後の16歳から18歳は1,500人ほどおり、300人から400人弱が生活困難層と推定をされます。ですから、府中町のゼロ歳から18歳までの子どもも約9,700人のうち、2,000人から2,500人程度が貧困の中、つらさを抱えて生きているということでもあります。

「経済的な理由で公共料金の支払いができなかった」と回答した保護者の割合は、小学校5年生、中学校2年生とも非生活困難層がほとんどゼロであるのに対して、生活困難層では1割台となっています。「その他の債務が払えなかったことがある」が、小学校5年生の保護者が17.7%、中学校2年生の保護者が19.2%です。20%から25%の保護者が生活困難層であり、その20%近くが借金の返済が滞っているか、滞りがちの状況にあり、家計は相当逼迫していると言えるでしょう。ですから、当然、食料、衣料が買えなかったことがある家庭が4分の1近くということになるわけです。

経済的な理由で子どもと体験できなかった割合も、非生活困難層がほぼゼロなのに対して、生活困難層は博物館、科学館、美術館、キャンプ、バーベキュー、スポーツ観戦、劇場、これが1割から2割。遊園地、テーマパークになると3割台と一緒に連れて行ってあげられなかったというふうに回答をしています。

そこで、伺います。

以上、私なりに府中町子どもの生活実態調査から読み取ったことを述べさせていただきました。町としてどのように受けとめられたのでしょうか。

次に、子どもの貧困対策のあり方について質問をいたします。

このように調査からも子どもの貧困対策は待ったなしだと思えるんです。しかし、子

どもの貧困対策には難しい問題があります。対策のターゲットを生活困難層に絞ると、生活困難層ではないけれども、そこに近い位置にいる子どもが対象から外れてしまう。また、対策の対象になっていることをほかに知られたくないので、施策を利用しない場合がある。また、利用したことが他の子に知られ、心ない言葉がかけられることもあります。貧困対策によって子どもたちの心が傷つくようなことがあってはならないというふうに思います。

この点で、福祉保健部長、教育部長と子どもの貧困について懇談した際、お二人から示唆に富むお話を伺い、大いに共感をいたしました。第1に、あからさまな貧困対策ではなく、非生活困難層も含めた滑らかな対策を考えたいということ。第2に、子どもたちの困難を取り除くために、既に町内でさまざまな取り組みが始まっており、その取り組みをつないでいきたいということ。第3に、ボランティアの協力を得つつも、個人の努力に頼り過ぎることなく、息長いものにしていくと。

そこで伺います。

まことにそのとおりだと思った次第ですけれども、改めて町として子どもの貧困対策のあり方についてお聞かせください。

第3に、子どもの医療費助成について質問をいたします。

調査では、過去1年に子どもを医療機関に「受診させなかった」と回答した生活困難層は、小5で34.2%、中2で33.3%となっていて、3割強が受診を控えています。

当町は、昨年4月から子どもの医療費助成制度の対象を通院で小学校6年生まで広げましたが、1日500円の一部負担金、月4回までを課しています。住民税非課税からは、子どもの貧困対策の一つとして一部負担金を徴収していません。2016年の12月議会で一般質問したときには、約500人の子どもが対象になってるということでした。残念ながら、そのような施策があった上でも生活困難層の3割以上が受診抑制をしている。中学生は、当町ではそもそも医療費助成の対象外であります。

全国では、医療費助成は中学校3年生まで、一部負担金なし、所得制限なし。これが主流になっています。広島県内23市町でも、通院で18歳の年度末まで助成をする市町は5つ、中3までが6市町となっています。隣の岡山県では、27市町村のうち高校18歳までが11市町村、あとは全て中3までです。一部負担金は、広島県内では熊野町を除いてあるようですけれども、岡山県では岡山市と赤磐市だけです。子

どもの医療の負担軽減ほど暮らしに困難を抱える親を助け、即効性のあるものはありません。

先ほど紹介したシングルマザーは、一番つらかったのは無保険だった期間ですと、3年間幼い子どもを一度も病院へ連れていけなかったのが一番つらかったと、このように言いました。一部負担金を徴収しない世帯を広げるというやり方もありますけれども、2016年12月議会でも申し述べましたように、1回500円、上限2,000円を払う家庭、受給資格要件から外れ、2割ないし3割を窓口で払う家庭、一部負担金を免除される家庭というふうに色分けされていくことは、同じ町に住み、同じ学校に通う者として複雑な感情を生み出すものです。

2つ目の質問の際に申し上げましたように、非生活困難層も含め、滑らかな対策を考えたときに、子どもの医療費助成を全国の水準、先ほど申しました中3まで一部負担金なし、所得制限なしにすることが最もふさわしいと考えますし、そうすることが広島都市圏で一番の子育てしやすい町へ一歩近づくことになると思います。

そこでお尋ねします。

現在の子どもの医療費助成制度を前進させる。そういうつもりはありませんでしょうか。

第4と第5に、乳幼児期の貧困対策について質問をいたします。

子どもの貧困対策そのものがおくられているわけですが、とりわけ乳幼児期の貧困対策はまだ手つかずの空白地帯だというふうに言われています。

長崎大学の小西祐馬准教授が長崎市内にある10保健所の保護者、731人を対象に調査を実施をし、420人が回答。低所得層の54%はひとり親家庭だといいます。朝食や夕食は果物をほとんど食べないのは、低所得層が17.4%なのに対し、中所得層は14.2%、高所得層は7.4%。逆にスナック菓子を週5日以上食べるは、低所得層が13.5%、中所得層が8.4%、高所得層7.4%となっています。

長崎市は医療機関にかかる場合、乳幼児医療助成制度を使っても800円の自己負担があります。このため、経済的に厳しくて行けないが低所得層では7.7%いました。7,000円以上かかるインフルエンザワクチンを毎年接種しているのは、高所得層60.3%に対し、低所得層48.5%、おたふくかぜワクチンも高所得層45.4%で、低所得層は28.7%と、15ポイント以上開きがあります。

子どもに大学まで進学してほしいと望む人は、高所得層では67.5%だったのに

対し、低所得層は43.8%で大きな違いあり、子どもの未来を乳幼児期の段階で諦めてしまっていることがわかります。

乳幼児期は人間形成の土台で、基本的な生活習慣や自主性などを身につける時期です。アメリカの研究で、乳幼児期に貧困だった子どもは、学齢期に貧困だった子どもより成人後も貧困状態に陥るリスクが高いことがわかっています。小西准教授は、貧困は人生のスタート地点から不平等を生み、子どもからさまざまな機会や体験、やる気を奪ってしまうおそれがある。国の対策は学習支援など学齢期が中心だが、より早期から取り組む必要があると指摘をしています。

大阪府内の公立の認定こどもの園の副園長をされている小田美奈子さんは、府内5カ所の公立保育園から2012年度に卒園した159人分の児童票を分析をいたしました。虐待や虐待疑いで関係機関の見守りリストに掲載されている11人、養育に困難を抱えている支援が必要な人が17人、その他131人に分類をいたしました。約170項目の能力を点数化し、3歳6カ月、4歳、4歳6カ月と5歳、5歳6カ月と6歳、6歳6カ月と卒園時の5つの時点で家庭環境と発達の関係はどうなっているのか。

虐待がされていたり養育に困難があるというグループは、そうでないグループと比べて3年6カ月の時点で既に能力の獲得がおくれ、卒園時までその傾向が続くことがわかりました。10まで数える、左右がわかるといった就学後の学力に直結する能力の獲得がおくれ、意欲や自制心、勤勉性などの試験で図りにくい力、これ非認知能力というそうですけれども、それでも明らかな差があるといえます。虐待を受けたり養育が困難な家庭で育っていたりする子どもは、保育所の段階でさまざまな能力の習得におくれが見られるという指摘もあります。

そこで伺います。

当町では、乳幼児期の貧困対策について、どのようにお考えでしょうか。また、町としての取り組みがあれば紹介をしてください。

乳幼児期の貧困対策のプラットフォーム、基盤は、保育園にあると言われています。その点でも待機児童の解消は急務と思われますが、町としてどのようにお考えでしょう。

昨年12月議会で新しい需要数に沿った保育環境の整備を計画し、保育事業を実施し、公募による保育所整備等についても検討し、見直した保育需要数の確保を図ると

いうふうに答弁されましたが、その後の進捗状況はどのようになっているでしょう。

第6に、児童扶養手当について質問いたします。

児童扶養手当は、ひとり親家庭に対する自立を支援するため、18歳年度末まで児童を養育しているひとり親家庭の父または母等に支給されるものです。児童扶養手当は、4月、8月、12月と4カ月ごとに支給をされます。

しかし、生活に困難を抱えている世帯では、日々のやりくりがなかなか難しい。あるシングルマザーは、ブログで次のように書いています。

もらえるだけでありがたいんです。ありがたいんだけど、やっぱり毎月振り込んでもらえるほうがありがたいですね。だってまとまったお金が入ったときは家計も安定して余裕を持って支払いもできたりしますが、支給前は大変な思いをされている家庭もたくさんあると思うんです。計画的に使えばいいと言われたらそうなんだけど、じゃあお給料が4カ月に1回になったら大変じゃないですか。

このように書いていました。まことにそのとおりではないでしょうか。

2カ月ごとに支給の年金でも、払われた月は何とかなるが、支給月でないときは苦しいという声を聞きます。毎月支払われる賃金でも、支払い日前はやはり厳しい。しかしながら、4カ月ごとの支給は児童扶養手当法第7条に定められたものですので、町としてこれを勝手に変えることはできません。

兵庫県明石市では、この規定に反しないよう、本人の希望を聞いた上で毎月1カ月分を無利子で貸し付けし、手当支給時にその費用を相殺するサービスを2017年度から実施をいたしました。

そこで伺います。

当町でも明石市のような児童扶養手当に連動した貸し付けを実施するお考えはありませんでしょうか。

最後、7番目の質問です。

調査によると、生活困難層では、朝食を食べない子どもが小5で6.3%、中2で17.9%です。各学年が同率だと仮定をすると、小学生が約200人、中学生が約300人朝食をとっていないことになります。県も朝御飯推進モデル事業を始めます。平日の朝、学校やその近くで食事を提供し、貧困家庭の子どもに限定しない方針だというふうに聞きました。日本より早く子どもの貧困に取り組んできたイギリスには、朝食クラブがあります。朝日新聞の記事を紹介いたします。

始業前の教室で並べられたパンケーキ、果物や牛乳を子どもたちが口に運ぶ。無料で自由に食べられる朝食クラブだ。女兒１０歳は、「朝食べると頭がよく働く」という。朝食クラブは独自の施策で、財源は公衆衛生予算と政府の補助だ。所得制限を設けると、条件にぎりぎり当てはまらない子どもを取りこぼしてしまうため、全員無料にした。貧しい家庭のレッテル張りを避けるためでもある。同小の児童１９３人のうち、自宅で朝食をとるのは約半数だ。経済的に困っていない親も精神的に助かっている。

ここに生活困難層と非生活困難層を分団しない滑らかな対策の姿があると思います。朝の給食によって「集中力が上がった」「けんかばかりする子が落ちついた」「落ちつきが出て注意する回数が減った」という効果があるといえます。

そこで伺います。府中町も朝御飯の提供を実施する方向で検討すべきだと思いますが、現時点での町のお考えを聞かせてください。

以上、７点について見解を伺います。

○議長（中村武弘君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 皆さん、おはようございます。福祉保健部長です。

７番二見議員からの府中町の子どもの貧困対策についてという御質問に御答弁申し上げます。

まず１点目、府中町子どもの生活実態調査を読んでどのように受けとめましたかの御質問でございますが、議員御指摘のとおり、平成２９年７月に当町は広島県とともに子どもの生活実態調査を小学校５年生及び中学校２年生を対象に実施いたしました。回収率は、小学校の児童９２．８％、保護者９２．５％、中学校の生徒７８．２％、保護者７８．５％と高く、多くの方に回答いただきました。現在、結果の取りまとめを行っているところでございます。

今回の生活実態調査は、貧困の実態を浮き彫りにして、世代間連鎖の要因やそれらを断ち切る方法を推定し得る調査内容となっております。

主な結果を少し御紹介させていただきますと、広島県が平成３０年度の施策として掲げられておられます学習支援については、当町でもクラスで成績評価が下のほうと答えた割合は、小学生で生活困難層が２７．９％、非生活困難層が１７．８％と、生活困難層が１０％多く、中学生では生活困難層が４８．８％、非生活困難層が

28. 1%と、生活困難層が20%多くなっています。

また、朝御飯については、平日に朝食をとる頻度で「いつも食べる」と答えた人が、小学生では生活困難層も非生活困難層も変わらず93%でしたが、中学生では生活困難層が82.1%、非生活困難層が92.8%と、生活困難層が10%低くなっています。

また、1人で食べると答えた人が、小学生で生活困難層が20.3%、非生活困難層が17.4%、中学生では生活困難層が37.2%、非生活困難層が33.1%と、生活困難層のほうが孤食傾向が見られました。

子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、健やかに育ち、夢と希望、意欲にあふれた自立した人間へと成長していけるよう、今後、調査結果を検証し、町の課題を抽出した上で、県の動向と連携していきながら施策の方向性を検討していきたいと考えております。

続いて2点目、子どもの貧困対策のあり方が大切だと思うが、町としてどう思いますかの御質問についてですが、町といたしましては貧困対策と旗上げして子どもたちが集まりにくい施策をするのではなく、自然な形で子どもたちが集いやすい施策をしていかなければならないと考えております。また、単年度の施策ではなく、継続して支援できる体制及び施策としていかなければならないとも考えております。

そのためにも、草の根的に町内に個々に事業実施している方々の情報についても収集し、統合的な取り組みをしていきたいと考えております。

3点目、現在の子ども医療費助成制度を前進させるつもりはありませんかの御質問についてでございますが、子ども医療費制度については平成29年度から対象を拡大し、通院は小学校卒業まで、入院は中学校卒業までとしております。加えて、医療費負担の軽減のため、住民税非課税世帯は無料で受診できる制度としております。

このたびの調査は、小学生が対象となる前の期間も含まれているため、対象を拡大しました制度が安定した後の調査も必要ではないかと思えます。町といたしましては、制度を拡大して1年経過しておりませんので、まずは現制度の分析が必要と考えております。

4点目、乳幼児期の貧困対策についてどのようにお考えですかの御質問でございますが、町では平成28年度より幼稚園や保育所に通われていない、いわゆる所属のない就学前児童については、子育て世代の孤立化を防ぎ、町全体で子育てを応援する府

中子育て応援カード、イクフレカード事業を行っております。未就学児童のいる世帯を対象に、1世帯1枚カードを発行しております。

このカード機能として、マイ保育所・幼稚園登録をしていただき、選んだ保育所等の子育て支援事業への参加や育児相談が受けられ、また希望者には園からの事業案内も受けられるものでございます。イクフレカードにより町内の子どもたちはどこかの保育所等とつながり、町が支援に入る入り口ができております。また、カードには子育て協賛店による特典サービス機能も設けております。

平成29年度からは、子育て支援課に府中町子育て世代包括支援センター機能を整備し、母子保健コーディネーターを配置しました。さらに、平成30年度からは、ネウボラセンター事業の実施により、相談体制の拡充及び産前産後ケア等の事業を行うなど、安心して妊娠、出産、子育てができる切れ目のないサービス体制を強化してまいります。

5点目、乳幼児期の貧困対策のプラットフォームは保育園にあると言われております。その点でも待機児童の解消は急務と思われませんが、町としてどのようにお考えですかの御質問についてですが、議員御指摘のとおり、保育所は保護者にかかわって児童の保育をする機能と同時に、子育て家庭への支援も大きな機能でございます。

さきの議会で申し上げたとおり、今後の保育所等の整備方針については、子ども・子育て会議の意見を伺った後の決定となりますが、対策といたしましては保育ニーズが増加しております2歳以下の児童を対象とした小規模保育所及び事業所内保育施設等の整備も含め、他の市町のような公募による保育所整備についても検討し、見直しました保育需要数を確保できる保育所整備について、早急に計画していきたいと考えております。

6点目、児童扶養手当を毎月1カ月分の貸し付けをし、手当支給時にその費用を相殺するサービスを実施するお考えはありませんかの御質問についてですが、児童扶養手当は現在、年に3回、4月、8月、12月に4カ月分を支給しております。直近の12月には、369名に総額5,758万4,640円を支給しております。負担率は国3分の1、町3分の2となっております。

議員御指摘のとおり、回数を分けて支給してほしいという要望があるとお聞きしております。国が支給月を現在の年3回から6回にふやす方向で平成31年度中の実施を目指して現在調整されております。町といたしましては、国の動向に合わせた支払

い回数で対応してまいりたいと考えております。

7点目、朝御飯の提供を実施する方向で検討すべきと思いますが、町の考えはいかがでしょうかという御質問ですが、町では朝パッ君ネットワーク会議を中心とした、小学校に出向いて実施しています、おむすび体験を通しての朝御飯の啓発活動及び児童センターにおいても一升飯の会などによる子どもたちへの温かい食事の提供など、子どもを対象とした活動がございます。県のモデル事業についての詳細は、現在のところわかっておりませんが、今後詳細について情報が入り、連携できるところがあれば、検討してまいりたいと考えております。

答弁は以上でございます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 2回目の質問でございますか。

7番二見議員。

○7番（二見伸吾君） 先ほどの3点目の質問、子どもの医療費助成制度について、制度を拡大して1年経過していないので、その推移を見て現制度の分析をするという答弁でした。広島都市圏で一番の子育てしやすい町にする最も近道なのが、子どもの医療費助成です。福山市もこのたび助成を拡大をいたしました。全国的な動向、県内市町の動向をよく見きわめ、後塵を拝することなくできるだけ早い段階に、中3まで、一部負担金、所得制限なしに移行することを重ねて要望いたします。

4番目の質問、乳幼児期の貧困対策について、府中町子育て応援カード事業の取り組みとともに、府中町子育て世代包括支援センター、新たに立ち上げられるネウボラセンター事業を挙げられました。2つのセンターについて、概要を教えてください。

6点目の質問、児童扶養手当についてですが、国の支給が年3回から6回にする報告で動いているという答弁でした。実現すれば今よりやりくりしやすくなるはずだと思います。実施後なお問題があるときは、貸し付けについても改めて検討していただければと思います。

次に、子どもの貧困対策を進めていく体制について質問いたします。

子どもの貧困対策に対処していくためには、かかわりがある部署やボランティアの人たちの知恵と力を集める、名前は仮称ですけれども、例えば子ども支援会議といったようなものをつくり、恒常的に相談しながらやっていく体制が必要だと思いますが、いかがお考えでしょうか。

また、部署を超え、全体をつかむためには、子ども支援専任の職員の配置をすべき

だと思いますが、この点についてもどのようにお考えでしょうか。

3つ目に、子どもの居場所づくりについて質問いたします。

子どもの貧困対策にとっても大切な柱の一つが居場所づくりです。府中町には、北部には昨年できましたハッピーズ、南部には10年前にできましたバンビーズという児童センターがあります。先日、両方の施設を見てきましたけれども、両方ともよく考えられたすてきな施設で、たくさんの方が利用をされていました。利用者は、乳幼児とお母さんが一番多く、次いで小学生だそうです。中高生の利用について尋ねますと、「もっと来てほしいんです」と、このようにおっしゃっていました。

南部のバンビーズには音楽スタジオが2つもあり、ドラムやキーボード、アンプなどがそろっています。18歳までの利用料は無料だと。また、両センターとも卓球やバスケットなど体を動かすこともできるし、勉強する場所としてもいい。小学生の利用時間は、4月から9月は18時まで、10月から3月までは17時までとなっていますので、それ以降は中高生タイムということだと思うんです。施設はゼロ歳から18歳まで利用できるものになっているのに、残念ながら中高生の利用が少ないというのはもったいないと思うんです。中高生の活用を促すような宣伝、取り組みをしたらいいのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

乳幼児から18歳までを対象にするわけですので、乳幼児、小学生、中学生、高校生と、それぞれに合った対応ができるようにするためには、職員もふやす必要があるのではないかと、このように考えます。また、運営主体は社会福祉協議会ではありますが、あわせて検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村武弘君） 回答。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） ただいまの御質問が3点あったかと思います。

1点目のまず子育て世代包括支援センターとネウボラセンター事業の概要についてということですが、子育て世代包括支援センターは、妊娠、出産から子育てまでの相談にワンストップで応じる窓口として国が全国の自治体に設置を目指しているもので、主な機能としましては3つございます。

1つ目は、妊娠期から子育て期にわたるまで、地域の特性に応じ、専門的な知見と当事者目線の両方の視点から切れ目のない支援をすること。2点目は、ワンストップ

の相談窓口において、妊産婦や子育て家庭に対して個別ニーズに対応した必要なサービスが利用できるような、きめ細かい支援をすること。3つ目は、地域のさまざまな関係機関とネットワークを構築し、必要に応じて社会資源の開発等を行い、支援すること等でございます。

町では、先ほど申し上げましたとおり、平成29年度から子育て支援課に母子保健コーディネーターを配置し、府中町子育て世代包括支援センターとして体制を整え、母子保健事業と子育て支援機関等の連携を図りながら、切れ目のない相談等支援を実施しております。

さらに、相談支援の拡充や産前産後ケア等の事業を行い、安心して妊娠、出産、子育てができる切れ目のないサポート体制を強化するため、支援の入り口であります母子保健担当部署を主センターとして、平成30年度から福寿館にネウボラふちゅうを開設するものでございます。

続いて、2点目の子どもの支援会議とか子どもの支援専門員の職員の配置についての御質問でございますが、子どもを支援できる体制づくりの強化は必要と考えております。関係機関が連携できるよう、また自由に意見を出し合える支援体制を庁内、役場の庁舎内、もしくは町内全てを含めて連携した施設支援体制をつくっていききたいというふうに考えております。

職員の配置等につきましては、またこれから事業を進めていく中で、必要に応じていろいろ検討してまいりたいと思いますので、ちょっと現時点では専門職員というところはまだ考えておりません。

3点目の中・高校生の活用を促すような宣伝、取り組みをしたら、児童センターにおいてですね、いかがですかということですが、児童センターは御指摘のとおり、ゼロ歳から18歳までの児童が利用できる施設です。中・高校生にもたくさん利用していただきたいと思っております。

現在、児童センターでは中高生委員会というのを設置して、自分たちで事業の企画、実施をしてもらっています。23名の中・高校生たちが所属して自分たちで事業の企画実施をして、児童センターから魅力発進をもらっております。もっと多くの中・高校生の利用していただけるよう、町としてもメニューの工夫や広報等、しっかりしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中村武弘君） 3 回目の質問でございますか。

7 番二見議員。

○7 番（二見伸吾君） 子どもの貧困対策は、子どもの暮らし、教育、そして居場所という 3 方面からの対策が必要だと、このように言われています。私は総務文教委員会に所属しておりますので、今回は子どもの貧困問題並びに貧困対策で教育にかかわる問題については質問をしておりません。総務文教委員会場で改めて取り上げることがを表明をいたしまして、質問を終わります。

○議長（中村武弘君） 以上で、第 2 項、府中町の「子どもの貧困」対策について、7 番二見議員の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） ここで休憩をしたいと思います。再開は 10 時 55 分。休憩。

（休憩 午前 10 時 40 分）

（再開 午前 10 時 55 分）

○議長（中村武弘君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 続いて、厚生関係、第 3 項、待機児童対策について、17 番小菅議員の質問を行います。

17 番小菅議員。

○17 番（小菅卷子君） 質問を行います。待機児童対策についての質問をいたします。

国は早くから女性活躍推進のため、育児支援に向けて育児を行いつつ勤務する女性の支援を行うとし、府中町でも第 4 次総合計画において、子育て世代が安心して暮らせる環境づくり支援を打ち出し、子育て世代の転入促進を図るということをプロジェクトに掲げ、先導プロジェクトの戦略としています。

しかしながら、さきの議会でもありましたが、子育て世代の女性の一番大きな課題、悩みは、待機児童問題であります。

国においては、保育所等利用待機児童の定義が示されていますが、その定義の中でも、産休・育休明けの利用希望として事前予約の場合は調査時点において待機児童数に含めないということなど、実態の子育て世代が安心して働くことができない事案があるのではないかと思います。

加えて、待機児童解消のために欠かせない保育士の確保についても同様で、こうした状況の中で、最近の入所待ち数は一体どれくらいでしょうか。そして、どのような施策を展開しようとしておられるのか伺いをいたします。

○議長（中村武弘君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 17番小菅議員からの待機児童対策についてという御質問に御答弁申し上げます。

近年の保育需要の高まり及び多様な保育ニーズに柔軟に対応していくために、保育環境の整備や安定的な保育所の運営に取り組んでいるところでございますが、議員御指摘のとおり、待機児童問題は子育て世代の女性の一番大きな課題となっているところでございます。

また、産休・育休明けの利用希望者において、待機児童の調査時点では待機児童に含まれませんが、当町では従前より育児休業後の復職に伴う年度途中の入所予約を行っております。育児休業制度の確立に伴い、年度途中に復職する保護者が増加する中、保護者が安心して職場復帰できるよう事前に申し込みを受け付け、確実な入所に向け保育所と調整を行うなど、待機児童対策の一つとして実施しております。

それでは、御質問に答弁させていただきます。

まず1点目、直近の入所待ち数についてですが、3月1日現在の厚生労働省が示す定義の待機児童数は8名で、特定の園を希望している等の理由による潜在的な待機児童数は148名でございます。

2点目、どのような施策を展開しようとしていますかという御質問についてですが、保育所の定員増については、平成27年度からの5カ年計画であります府中町子ども・子育て支援事業計画の保育需要数の見直しを今年度行いました。

今後の保育所等の整備方針については、子ども・子育て会議の意見を伺った後の決定となりますが、対策としましては国の進める既存の幼稚園の認定こども園への移行について、町内の私立幼稚園と引き続き協議を進め、保育の受け皿を広げてまいりたいと考えております。

あわせて、保育ニーズが増加しております2歳以下の児童を対象とした小規模保育所及び事業所内保育施設等の整備も含め、他の市町と同じように公募による保育所整備についても検討し、見直しました保育需要数を確保できる保育所整備について、早

急に計画していきたいと考えております。

なお、議員御指摘のとおり、保育施設等では依然深刻な保育士不足で、保育士の確保は待機児童対策に必要な事案でございます。現在、県では保育士の人材確保の一環として、広島県保育士人材バンクを設置し、就労支援を行っておられます。この保育士人材バンクを活用するとともに、町としても保育士確保支援策を町内の私立保育所とともに検討しているところでございます。待機児童ゼロを目指し、保育士確保も含め、保育の確保に取り組んでまいります。

答弁は以上でございます。御理解賜りますようどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 2 回目の質問ございますか。

1 7 番小菅議員。

○1 7 番（小菅卷子君） 答弁ありがとうございました。待機、産休ですね。産休でお産した後ですね、子どもさんが1人いました、2番目の子どもを授かりましたっていう場合が特に大変なような形でもって、何でかという、先に生まれている子どもさんは赤ちゃん返りをする。そしたら、もう生まれてきた子どもをお世話してあげることができない。お母さんも休むこともできない。じゃあ、保育園に入れるっていうこともできないっていうことで、ずっと睡眠不足でもって睡眠がとれないっていうような状態が続くというような悩みが多いというふうに聞かされてます。

それと、3時間置きぐらいに母乳をあげたりミルクをあげたりするわけですけど、その中でやっぱり寝不足が続いたりなんたりしたら、母乳も出なくなってしまうというようなことも聞かせていただきました。

今の状況でちょっと先ほどからの待機待ちに関しての質問もございましたけど、今の状態からいくと、やっぱりもう限度を超えてるんじゃないかなというふうにも思わせていただきました。最近をよく町外の方から、「府中町さんっていいね」ってよく声をかけてくださるようになりました。それも若い方から住んでみたい町というようなイメージを抱いてくださってるということで、大変私もうれしく思っております。

そのような中でやっぱり住んでよかった、住みたい町っていうようなものを持っていたきたいっていう思いに応えるためにも、もう限度じゃないかなと。もうこれ以上はどこの保育所さんなんかでも今もうぱんぱんに受け入れ精いっぱいしていただけてますし、協力もしていただけてますので、やっぱり新しいものを考えていただけたかなくちゃいけない時期に来てるんじゃないかなっていうふうにも思います。

だから、いろんな形でもって答弁も二重、三重になってしまいますけど、せめて産休、産後の人たちをどのような優先づけでね。家庭に訪問したりなんたりの取り組みもあろうかというふうに思いますけど、そのこともちょっとあわせてちょっともう少し具体的に答弁していただければなというふうに思いますけど、よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君） 答弁。

福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（新見公平君） 産前産後の保育ということと、育休予約ということの御質問かと思います。

産前産後も、保育所におきましては入所できるこれは要件となっております。出産に伴いまして上のお子さんの保育が必要な場合は、お申し込みいただければ保育所のほうも入所できるという形にはなっております。

ただ、そのときの状況にもよってまいりますので、申し込みされたから皆さんが全て入れるという形でもないのが現在の状況でございます。

新年度も産前産後の保育で申し込まれた児童さんはまたおられます。また、出産に伴いまして、育児不安であったりお子さんの育児等の手助けが必要であったりする場合には、町には保健師や保育士等の専門職員による訪問相談や育児・家事支援を行う養育支援訪問事業がございます。また、平成30年度より、先ほど部長が答弁いたしましたネウボラふちゅうの事業。これを行います。産前産後サポート事業によりもっと広く利用できるよう、町といたしましても施策の情報発信をしてまいりたいというふうに思っております。

また、育休予約についても先ほど答弁しましたように、年度途中の入所をまず当初の段階から受け入れて、できるだけ職場復帰に向け育児休業を切り上げることなく、安心して休みがとれるよう、引き続き入所予約を受けるための体制も整備してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村武弘君） 3回目の質問ございますか。

17番小菅議員。

○17番（小菅卷子君） 答弁ありがとうございました。行政のほうとしては精いっぱい取り組んでいただいているというふうに思いますけど、まだ産休、年間に府中町はず

っと子どもさんが500人、年間500人ね、ずっと減ることなく続いておりますけど、そんな中で本当に喜んで産んでもらって、それで本当安心して産んでいただけるような形の方策もこれからとっていただかなくちゃいけないというふうに思いますし、保育士さんの問題なんですけど、広島県では最低1,300人が保育士さんが足りないんだという発表がされております。

府中町としてはどのぐらいの保育士さんが不足なのか。ネウボラのほうも県と一緒にやっついていかれるんだというふうに思うんですけど、これも府中町は府中町で独自に考えていくってというような形の答弁があったと思いますけど、それはどういう形でもってやろうとしておられるのか、答弁をお願いします。

○議長（中村武弘君） 福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（新見公平君） 現在、保育士に関しましては、定員のレベルでは実際には充足をしております。先ほど部長が申し上げました定義上の待機児童と潜在的待機児童の合計、これが156人となりますが、保育士の配置基準でこれを算定しますと、34名の保育士がこれだけで必要になってくるということになります。昨年の4月1日現在では、町内全体では151名保育士がおられます。この保育士によってクリアさせてもらっという状況でございます。

ただ、保育士だけではなく、施設の基準、面積基準。これもクリアする必要もございます。それで、各園とも定員を超えて現在児童の受け入れをしていただいておりますという状況でございます。

今、県のほうの人材バンク等の活用と、それから町のほうの方針を今後検討していくということで答弁させていただきましたが、実際にはどのような、府中町のほうの保育所を選んでもらえるような、ちょっと保育士さんがですね、施策をちょっと考えていこうというところで、各保育園とも協議を重ねながら早い時期にですね。現在、実際に新規の新卒ですか、新卒の大学生が、保育所よりも小規模事業所内の保育所へ行かれるということが大変多くございます。いかに町のほうの普通の社会福祉法人の保育所を魅力あるところにしていくということも重要な一つの課題だと今思っております。

具体的な施策については、今ここですぐにどうのこうのとは言えないんですが、今から各園の園長とも相談をしながら進めていきたいというふうに考えております。よろしくをお願いします。

○議長（中村武弘君） 以上で、第3項、待機児童対策について、17番小菅議員の質

問を終わります。

続いて、厚生関係、第4項、東警察署の縮小移転に伴う町民への影響は、4番梶川議員の質問を行います。

4番梶川議員。

○4番（梶川三樹夫君） 東警察署の縮小移転に伴う町民への影響はということで質問をさせていただきます。

ことしの9月に広島県警察署の統合移転に伴い、現在の広島東警察署が広島駅北側、これは二葉の里の三丁目になりますが、ここに東区と府中町を管轄するエリア縮小でスタートすることになっています。

現在の管轄エリアの一部が南区の管轄になるための縮小で、署員数の減少は避けられないと思われませんが、これまで府中町の地域安全推進員を初め、多くの防犯ボランティアとの連携のかなめであった東防犯組合の今後の体制はどうなるのかを早期に各団体に周知する必要があるのではないかと思います、その町の対応をお伺いいたします。

また、町民に対しても、安全・安心の暮らしを守る警察署の移転に伴う啓発を県警のホームページで済ませるのではなく、町としても積極的に対応すべきと思いますが、見解を伺います。

なお、今年度12月に町内12カ所に設置した防犯カメラの警察との連携による効果が出ていれば、あわせて伺いたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君） 答弁。

生活環境部長。

○生活環境部長（戸田秀生君） 4番梶川議員の東警察署の縮小移転に伴う町民への影響はについて答弁させていただきます。

広島県警察では、警察署の機能をより一層充実、強化し、地域住民の安全・安心を確保していくため、広島中央、広島東、広島南各警察署の管轄区域をそれぞれ広島市中区、東区、南区の行政区域に整合させるよう、昨年の12月の広島県議会で警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の改正条例が議決され、東警察署の管轄区域及び警察署の移転が平成30年9月1日に施行されることとなっております。

このことによる町民への影響として、1つ目の御質問、広島東防犯組合連合会の今

後の体制はどのようなになるのか、また各関係団体への早期周知など町の対応はについてですが、広島東防犯組合連合会は、広島東警察署管内の地域の自治団体の代表者などで構成され、その中に地域安全推進員が置かれております。本町でも地域安全推進員の方々が委嘱され、地域防犯のリーダーとして子どもの見守りや防犯パトロールなど、自主的かつ実践的な防犯活動により、犯罪のない明るい地域社会の実現に寄与していただいているところでございます。

このたび広島東警察署の管轄が中区と南区の一部が外れて府中町、東区のみとなることに伴い、広島東防犯組合連合会においても同様の管轄となる予定ですが、平成30年度につきましては、現行の体制、管轄、事業規模を維持する見込みであるとお聞きしております。

また、平成30年度以降の体制等については現在のところ未定ではございますが、今回の管轄区域の変更や警察署の移転の目的は、警察署の機能をより一層充実、強化し、地域住民の安全・安心を確保していくこととされておりますので、府中町といたしましても広島東防犯組合連合会の体制の縮小によって、活動が衰退することのないよう働きかけてまいります。

また、東警察署に対しまして、早期の情報提供をお願いし、南北の防犯組合連合会及び地域安全推進員連絡協議会などの各団体に情報提供をしてまいります。

次に、2つ目の御質問、町民に対しても町として積極的に対応すべきではについてですが、広島東警察署の移転は、運転免許証、道路使用許可、車庫証明、遺失物の照会など、町民とかかわる窓口手続があり、町民の皆様にも周知が必要であると考えております。既に町内会の回覧により、東警察署発行の交番だよりで東警察署の移転について概要を周知しておりますが、今後も広島県の県広報の掲載時期に合わせ、広報ふちゅう7月号や町のホームページで東警察署の移転や組織等について掲載し、さらなる周知を行う予定としております。

次に、3つ目の御質問、今年度設置した防犯カメラの警察との連携による効果はについてでございますが、犯罪の未然防止と犯罪抑止効果を期待し、昨年12月22日から街頭防犯カメラの運用を開始いたしましたが、現在、運用開始からまだ2カ月余りであり、東警察署及び県警本部からの防犯カメラ映像の提供に係る照会はあるものの、現時点では設置の効果について判断することは難しい状況でございます。

今後、警察機関と連携を図り、年間を通じて犯罪発生件数や場所等を分析し、防犯

カメラ設置による効果の検証を行って今後の運用につなげてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君） 2 回目の質問ございますか。

4 番梶川議員。

○4 番（梶川三樹夫君） 今の答弁によって広島東防犯組合も中区と南区の一部が外れて、府中町、東区のみとなって縮小するわけですけど、まずは平成30年度については現行の体制、管轄、事業規模を維持する見込みであるというふうにお聞きをし、まずは安心をいたしております。平成31年度以降も体制の縮小によって防犯組合の活動が衰退することがないように、行政として働きかけをよろしくお願いしたいと思えます。

また、町民への周知も答弁にもありましたが、広報ふちゅうやホームページなどでしっかりと周知をお願いしたいと要望しておきます。

最後に1つ質問いたします。

街頭防犯カメラが12月22日でしたかね、運用を開始したということで、まだ3カ月がたっていないわけですが、聞くところによりますと警察からのいろんな画像の照会があったというふう聞いております。もう少し詳しく何件ぐらいあってどんな感じだったかということ、それで事件がこんな事件がちょっと解決したよとかそういうことがわかれば、ここで言える範囲で教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村武弘君） 答弁。

生活環境部長。

○生活環境部長（戸田秀生君） 防犯カメラを設置して以後の状況なんですが、1月、2月の時点で合計9件の公文書による照会が警察からございました。

内訳なんですけども、その9件のうち4件が刑事関係、3件が交通関係、残り2件が特別法関係。特別法といいますのは、例えばストーカーですとか廃棄物の処理とか、そういった感じになります。合計が9件ということで公文書による照会がございました。

一応それによって事件が解決したのかどうかということなんですけども、ちょっと警察からやっぱり捜査上の状況なので、結果をなかなかこちらのほうへはちょっとお伝えいただけないのがまだ現状でございます。

現在のところは以上でございます。

○議長（中村武弘君） 3 回目の質問でございますか。

4 番梶川議員。

○4 番（梶川三樹夫君） 質問というよりも要望になると思いますが、防犯カメラを設置してその状況を見ながら、個人情報の関係もあってたくさんつけるのはどうかという意見も一部にはあるんですけど、やはり多くの私が聞くところによる情報だと、やっぱりたくさんつけてほしいという意見が強いように思います。もちろん個人情報のことはしっかりとしながら、やはり防犯カメラはもっとたくさんつける方向でやってほしいというのが今の私の意見でございます。

また、防犯カメラの位置を知らせるということもいいことなんですけど、その反面知らせることによってまた犯罪者にとってはあそこについてるというのがわかるわけですから、そこらの兼ね合いがちょっと私もまだよくわからないんですけども、防犯カメラは行政が責任を持ってもうちょっとふやしてほしいなという意見が多いように思っておりますので、要望しておきます。

以上です。

○議長（中村武弘君） 以上で、第4項、東警察署の縮小移転に伴う町民への影響は、4 番梶川議員の質問を終わります。

以上で、厚生関係の質問を終わります。

続いて、建設関係の質問を行います。

建設関係、第1項、マンション建設に伴う地域住民への対応は、2 番木田議員の質問を行います。

2 番木田議員。

○2 番（木田圭司君） マンション建設に伴う地域住民への対応はということなんですけど、マンションに限らず工事全般についてお伺いしたいと思います。

府中町は、広島市内への通勤通学など大変利便性の高い地域です。

しかしながら、行政エリアも狭い中、実質的な人口密度は全国でも高く、土地の有効利用のため、高層マンションの建設化がさらに進むものではないかと思います。

こうした建設に当たっては、業者としても説明会は行われていますが、周辺地域の生活環境に大きな影響を与えるため、町としても適切な指導、助言を地域の住民の側面に立って積極的に対応していただきたいと思います。見解をお伺いいたします。

建設時には、騒音や振動、交通規制等、住民が安心して生活できる環境の確保をお願いいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（梶川幸正君） 2 番木田議員の一般質問、マンション建設に伴う地域住民への対応はについて御答弁をさせていただきます。

答弁は、中高層マンションの町内の建設状況を踏まえた上で説明をさせていただきます。

建築分野では、一般的に 3 階建てから 5 階建ての建築物を中層建築物、6 階建て以上のものを高層建築物と表現されております。これら中高層建築物は、町内で年間平均 10 件程度が建設されており、うち 4 割に当たるものが 6 階建て以上の高層マンションとなっております。これら中高層建築物の建設に際しましては、議員御指摘のとおり、周辺地域の生活環境に大きな影響を与えるものでございます。

御質問の建設時の騒音、振動につきましては、騒音規制法、振動規制法や広島県生活環境の保全等に関する条例により規制基準が定められており、周辺に著しい影響を与える騒音や振動が規制をされております。

しかしながら、規制対象とならない作業などによる騒音や振動においても、近隣住民から問い合わせがある事例もございます。

これらを踏まえて府中町では、地域住民の居住環境を良好に保全することを目的として府中町建築指導要綱を定め、中高層建築物の建設に際し、近隣住民との間に生ずるトラブル防止に向け取り組んでいるところでございます。

この府中町建築指導要綱では、第 3 条に騒音及び振動にあわせて電波障害も含めて建築工事に関する周辺への被害対策を講じることを建築主に求めています。また、第 4 条には、建築計画を公開し、関係住民の協力を得るよう努めるものとし、建築計画の概要を示した標識を事前に設置することや、近隣住民に対し建築計画について十分説明を行うとともに、当該近隣住民の意向を尊重しなければならないと規定をいたしております。この中で、通学時間帯には工事車両の出入りを極力抑えることなど、建築工事に関する周辺の住民及び道路利用者への安全対策が講じられるものと考えております。

この府中町建築指導要綱に基づき、今後とも府中町では近隣住民との間に生ずるトラブルを未然に防止するため、積極的に指導に当たってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 2 回目の質問ございますか。

2 番木田議員。

○2 番（木田圭司君） 私、この質問させてもらったのは、実はずの近所の細田小児科さんの裏につばめ交通さんのバスとかがあった広いスペースがあるんですけど、そこがどうもマンションが建つというふうにお聞きをしてたんですが、どうもセブンイレブンさんだということだったんですけど、御存じのとおり鶴江鹿籠線と県道両方に対して出入り口がありまして、先ほど部長もおっしゃられたように通学路でもあります。小・中学生がたくさん通る場所であり、時間帯によっては非常に交通量が多い場所でもあります。

あそこに限って言わせていただければ、よく町発注じゃないんですけど、県発注とか市水道さんとか、夜間によく工事をされるんですよ。夜間工事。現場に行ってみれば、夜 10 時から朝の 5 時まで 2 週間とかって言われたら、もう僕ら近所のもんは寝られんですから、ちょっとそれは勘弁してくれということで県と警察のほうとお話をして、大体今 10 時にならんと交通規制を、片側交通規制とかかけるの出してないらしいんですけど、基本的にですね、その時間を早めていただいて夜中の 12 時でやめていただくというような形で、今 3 回ぐらいそういうことをやったりしております。

ある工事は、これ何で夜間にせにゃいけんのんって言ったら、理由はなかったんです。要するに、業者さんの都合で、何か緊急性があるとか、例えば水道管が破裂したとか緊急性があるそういう工事じゃなくて、業者さんの都合で夜間に工事を行おうとされてた例もあるんですけど、何が言いたいかと言えば、府中町に例えばそういう県発注であれ、市水道発注であれ、どこの発注であれ、工事現場は府中町、場所は府中町ですよ。そういう場合に、府中町がどれぐらいの権限があってどこまでできるのかという部分を詳しく教えていただけたらと思います。

先ほどのマンションの分は、私も近隣にマンションができて丁寧な説明もされて、おおむね順調にいったんですけど、やっぱりできた後に予想してなかったのはビル風というんですかね。台風とか風の強い日にちょうど当たる位置にございまして、ついでに私ごとにはなるんですけど、うちの近辺で言えば、中央小学校の新築工事と

か金剛保育園の建てかえ、老人施設等々大きな建物の工事もずっと続いて、近隣の方も大分疲弊されとるような状況でございます。それに民間の工事もたくさんありますし、先ほど言いましたような工事もあるということなので、一番お聞きしたいのは、町がどこまでの権限を持ってどこまでできるのかという部分を教えていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君） 答弁。

建設部次長。

○建設部次長（池口豊記君） 先ほどの木田議員の御質問なんですが、たしか2年前にも夜間工事ということでいろいろお問い合わせいただいたんですが、まず県道におきましては県のほうで占用許可を、道路占用許可ですね、これを許可しておりますので、基本的には町を通らないということになっております。

ただ、前回、2年前のことを踏まえまして、毎年5月に発注者協議会といいまして、関係者が集まって会議をする場を府中町で設けております。その中で、夜間の工事については、県道であろうがどこの、例えば水道局とかですね、部門が変わろうが、府中町のほうにその旨一報を入れてくれるようにというお願いを強くしております。

また、夜間工事については、できるだけ行わないような方法で取り組んでもらうよう、あわせてお願いしております。

なぜ私も夜間しなくちゃいけないんですかという同じような質問を業者の方にさせてもらったことがあります。たまたまそのときは新幹線の下だということもありまして、バス通りでどうしても工事をする場合は、バスが最終が10時ごろとか言われたんですが、それ以降じゃないとなかなか工事ができないということで夜間の工事に至るというようなお話を伺ったことがございます。

何にしても夜間工事というのは非常に大きな音も出ますし、それから十分に近隣の皆様方に周知してないような案件もございます。できるだけそのような工法で工事を行わなくやってもらうようなことをお願いしつつ、どうしても夜間工事が必要な場合は、府中町のほうにその旨一報入れてもらうようにお願いをしておりますし、今後もその旨お願いをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中村武弘君） 3回目の質問ございますか。

2番木田議員。

○2番（木田圭司君） 御答弁ありがとうございます。もう一步踏み込んでちょっと頑張っていたらと思います。

例えば、近隣への御挨拶とかいうのも、これも業者さん任せだろうと思うんですけど、先ほど言いましたセブンイレブンさんでしたら、その敷地の端から私の敷地の端までいったら10メートルも離れてないんですけど、うちにはそういう話を全く来ないんです。隣は来られてるんですけど、何か基本的には敷地が面してるところとか、面してなくても道路を挟んで目の前のところ。うちみたいにちょっと斜めぐらいになったらよかろうという業者さんの判断だったみたいなんですけど、やはり我々議員は近隣の方にもいろんなことも聞かれますし、あそこ何ができるんかねと、どういうふうになるんかねというようなこともございますので、行政のほうもしっかりその辺も踏まえていただいて、情報があれば町内会長さん初め議員さんのほうにも流していただいて、その辺を。

町発注ならそんな問題ないんでしょうけど、先ほど言いましたようにいろんな発注先で府中町で行われる工事もありますので、徹底していただきたいということを要望して私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中村武弘君） 以上で、第1項、マンション建設に伴う地域住民への対応は、2番木田議員の質問を終わります。

続いて、建設関係、第2項、誰もが住みたいと思うまちづくりについて、12番西議員の質問を行います。

12番西議員。

○12番（西 友幸君） 誰もが住みたいと思うまちづくりについて質問いたします。

3年から4年前ですね、林議員のお父さんが言われたんですが、私と同じところ調べられてて、中四国で府中町が一番住みやすくいい町だという統計をとられてですね、雑誌か何かの、そのとき府中町が一番いいということがありました。

そこで質問いたします。

今日の少子高齢化が進む中で、厚生労働省が作成した人口動態調査によると、平成28年の出産が87万6,978人で、死亡が130万7,748人であります。県においても同様で、2万2,736人に対して死亡は2万9,994人で、死亡のほうはかなりふえて少子高齢化に至ってるということでございます。

府中町において、出生者数、死亡者数はちょっと変わっておりまして、出生のほう

が多くて５３２人、死亡が３８８人となっております。そして、平成２８年の府中町の人口減少についてでございますが、約４５０人ぐらい減っています。

何でかというといろんな事情があるんですが、就職、府中町面積が小さいんで家を建ててよそに出られるとか、あるいは大学でよその県に行かれるとか、いろんな理由があるんですが、結婚もあります。

しかし、将来若い世代の自治体への就職、大学の進学、住居移転ですね、先ほど言ったように。人口減少も考慮しなければなりません。

他自治体、これは県レベルですが、徹底した企業誘致に力を注ぎ、人口減対策に取り組んでいる事例もございます。もちろん過疎化対策であると思われませんが、将来の危機感について同じ行政課題であると思っています。

特に、府中町には利便性の高い町でありながら面積が狭いため、さまざまな土地利用、空き家対策を講じて、人口減の歯どめというよりも人口増への対策を講じ、活力あるまちづくりに発展させていくことが必要であります。

このたび宅地建物取引業協会と包括連携協定を結ぶことなど、地域協働の取り組みも始めましたが、住宅需要の多いこの府中町では、住みたくても土地が少ないなど大きな課題もあります。一定の面積があれば高層化住宅も可能で、他市町から人口の流入も期待できます。土地の有効利用はまちづくりにおける都市計画事業の基本であると思うが、その見解をお伺いいたします。

○議長（中村武弘君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（梶川幸正君） １２番西議員の一般質問、誰もが住みたいと思うまちづくりについて御答弁をさせていただきます。

将来的な人口減は、本町といたしましても問題と捉えておりまして、議員御指摘のとおり、宅地建物取引業協会と包括連携協定を締結いたしまして、本町の府中町の魅力発進、定住促進を図るなど、さまざまな取り組みを行っているところでございます。

御質問に関しましては大きく２つに分けまして、人口減対策における土地の有効利用に係る町の都市計画の方向性と空き家対策について、それぞれ御答弁をさせていただきます。

まず、１つ目の土地の有効利用に係る町の都市計画の方向性についてでございますが、土地は限られた資源であり、議員御指摘のとおり面積の小さな府中町において、

土地の有効利用は非常に重要な課題として認識をいたしております。用途地域等を定める都市計画は、この限られた土地資源を有効に配分し、工業、商業、住宅、自然環境等を適切に配置し、健康で文化的な都市生活を確保するものでございます。

これまで府中町は、立地環境や交通アクセス網の充実による利便性を背景に、商工住のバランスのとれた、コンパクトで密度の高い市街地を形成し、発展してまいりました。

また、今後の町の都市計画の方向性といいたしましても、都市計画マスタープランにおいて、このコンパクトで利便性の高い都市構造を維持、発展させることを目指すべき都市の将来像として掲げており、これまで蓄積されたインフラ等のストックを効率よく活用し、利便性の向上と住環境、景観、そして安全・安心などとのバランスを図りつつ、町の将来像の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

そのためには、従来の都市化をコントロールするという規制に加えて、民間活動や投資を誘導するという観点も必要であり、規制と誘導策を一体として講じていくことが重要として考えております。

具体的には、昨年度に開発指導要綱の改正を行い、1宅地当たりの敷地規模を地域の実情に応じた敷地規模となるよう要件を緩和するなど、質の高い住宅の供給が促進されるよう、土地の活性化を図っているところでございます。

また、平成32年度には、広島県が行う都市計画の総合見直しに合わせ、地域の実情、課題を踏まえ、必要に応じ用途地域等の見直し、検討を行うことを予定しております。

次に、2つ目の人口減踏まえた空き家対策について御答弁をさせていただきます。

平成25年に総務省統計局が実施した住宅・土地統計調査によりますと、空き家率は10.5%となっており、県内で最も低いものであり、県内平均の15.5%から大きく下回っております。

空き家のもたらす問題は、衛生環境、景観、治安などの悪化、ほかにも放火や不法投棄の温床、そのおそれが挙げられ、近隣住民の方々や地域に悪影響を及ぼすことであります。空き家の対策は、老朽化して危険な状態の空き家の安全対策と、空き家活用を含めた空き家への予防措置とに分けることができます。

前者については、老朽化して危険な状態の空き家の安全対策を主として、平成27年に設置した府中町空き家対策連絡会議にて、老朽化した空き家に関する住民情

報に係る対応については、部局間をまたいで横断的に行う体制を整えております。

また、後者の空き家活用を含めた空き家への予防措置につきましては、都市部である府中町での高い不動産需要の状況や、実際の社会問題など、県北と島嶼部とは異なった視点での行政対応が必要であると考えております。

本町のいわゆる空き家活用につきましては、民間活力が十分に機能を果たしていると考えておりますが、人口減対策の視点を加え、若い世代の定住を促進するため、子育て世代が空き家などの中古住宅を取得し、リノベーションやリフォームする場合に費用助成を行う、府中町子育てあんしん住宅リフォーム支援事業を平成29年度から実施しており、平成30年度には助成限度額の増額や、独立行政法人住宅金融支援機構との連携など、制度拡充を図ってまいります。

今後も外部連携などにより、事業効果が高くなる手法を積極的に検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 2回目の質問ございますか。

12番西議員。

○12番（西 友幸君） ただいま建設部長のほうから答弁いただきました。ありがとうございます。

部長には、町民生活道路など、町民の生活環境整備について大変御尽力いただきまして、このたび定年ということですが、この場をおかりしまして一言お礼を申し上げます。ありがとうございました。

答弁については、今後とも外部連携などにより、事業効果が高くなる手法を積極的に検討するということでございました。都市計画は、町民の皆さんが生活する町として、誰にも快適で住みやすい安全な場所として、いきいき活気に満ちた地域として、まちづくり制度でございます。

私が常々申し上げてきたように、都市計画制度におけるルールの一つとして、用地変更の中でも容積率ですね。さまざまな要因、予測も考慮しながら、例えば局所的な交通負荷の回避、良好な地域環境などの確保などがございますが、そうした環境の現状と将来の予測も十分検討し、先ほど申し上げましたが、効果的な土地の有効活用のために研究を引き続き推し進めていただきたいと思います。

ここで、副町長にお聞きしますが、副町長は就任後約2年たちました。副町長とし

て、現在の府中町の都市計画を含め、まちづくりについてどのような見方及び感想をお持ちなのか、御意見をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君） 答弁。

副町長。

○副町長（岡野浩子君） 府中町の都市計画を含めたまちづくりの感想ということですが、就任以来町内を訪れまして町民の方とお話をさせていただく機会がございましたけれども、まず府中町の率直な感想としては、非常にやはり利便性の高い、住みやすい町であるということ、そして町民の皆様が地域への関心の高い方が多くて、さまざまな分野で地区活動が盛んな町だというふうに感じております。

住みやすさについては、もう皆さんも十分に実感されているとは思いますが、府中町は広島市に隣接をしまして、町内には大きな商業施設もあり、また生活利便施設、それもたくさんございます。そして、都会でありながら水分峡といった自然もありますし、また子育て支援策などの施策も本当に充実をしています。

また、都市基盤としましても、町内の主な幹線道路というのは整備されていますし、広島高速の出入り口やＪＲの駅など広域アクセスもいいということで、一般的に地方創生を語るときに課題として挙げられます雇用であるとか教育、医療、娯楽。そういった場が府中町は広島都市圏を少し幅広く見ますと、もう確保できている環境にあります。こういう環境が、全国で人口減少が進む中で当町は人口が減っていない、少し中長期的に見ると微増している、その要因の一つであろうというふうに考えております。

また、現在行われてます向洋駅周辺の土地区画整理事業、それから東部連立事業が進めば、今度は町の南の玄関口としてふさわしい開放的な町並みができ上がるということで、これが進みますとまた町の魅力が増すものというふうに考えております。

一方で、議員が御指摘のとおり、もう府中町の面積は狭いです。中でも実際に都市的な利用しているっていうのは約半分です。その中に５万２，０００人を擁しているわけですから、必然的にコンパクトで、そして密度の高い、そういう市街地構成になっています。

ですから、都市計画を考えていく上では、やはり良好な居住環境を維持していくというのが重要だと思いますので、これまで蓄積したインフラの状況、そういったものを考慮しながら進めていく必要があると思いますし、部長も答弁しましたけれども、

今進めてます向洋駅周辺の整備とかつばきバスのそういう公共交通施策ですね。そういったインフラ施策と、あと土地利用の誘導。こういったものも合わせて検討していく必要があるというふうに考えております。

やはり地域を持続的に発展していくためには、高齢者や、あと子育て世代がやっぱり住みやすいまちづくりを進めていく必要が重要だと考えてます。都市整備、これももちろんなんですけれども、やはり子育て世代の定住などを進めまして、町の人口構成、これを適切に維持をしていく。そういう施策も合わせまして第4次総合計画を進めておりますので、引き続きこれを着実に進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中村武弘君） 3回目の質問ございますか。

12番西議員。

○12番（西 友幸君） 副町長の思いを初めていただきました。ありがとうございます。今後とも府中町のまちづくりに、女性の視点も含めた府中町のまちづくりに力を注いでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

かっぱ祭り等もちよっとなくなりまして、大変残念だと私は思っております。府中町の2大祭りのイベントがなくなったわけですので、ここら辺も町外から来てた人もおると思うんですね。そこらもしっかりやっていただきたいと思います。思っております。

繰り返しますが、府中町は広島都市圏の中でも本当に利便性が高く、誰もが住みたいと思うような人気のある町です。今後とも常にさまざまな手法をもっともっと外からの需要に応えられるように、また人口対策も視野に入れながら検討をお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村武弘君） 以上で、第2項、誰もが住みたいと思うまちづくりについて、12番西議員の質問を終わります。

以上で、建設関係の質問を終わります。よって、日程第2、一般質問を終わります。
次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第3、議員提出第1号議案、日本政府に核兵器禁止条約に批准することを求める意見書を議題に供します。

本件につきましては、提出者が全員でございます。よって、提案説明、質疑、討論

を省略し、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(中村武弘君) 日程第4、議員提出第2号議案、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書を議題に供します。

提案者の説明を求めます。

8番上原議員。

○8番(上原 貢君) 議員提出第2号議案の説明をいたします。

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書を府中町議会会議規則第12条の規定により提出いたします。

意見書の概要を説明いたします。

高齢化の進展による医療需要の増加、医療の高度化、患者ニーズの多様化等により、医療・介護の従事者は長時間労働や休息もできない短い勤務の間隔ですね、勤務間隔など、労働者の健康だけでなく、患者・利用者の安全と安心が十分に確保されていないという状況があります。また、現場では依然として深刻な人手不足となっております。医療・介護の従事者の努力だけでは、限界にきています。

そのため、労働環境の改善は早急に対策する必要があります、国においては安全・安心の医療・介護を実現するために、次の事項について実施するよう強く要望いたします。

1. 医師、看護師、薬剤師、医療技術者、介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。
2. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師、看護師、薬剤師、医療技術者、介護職などの十分な確保策を講じること。

ということで、以上説明を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(中村武弘君) 以上で提案説明を終わります。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) なければ、質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) なければ、討論を終わります。

これより採決を行います。

ただいまの出席議員17名で、採決に加わる者16名でございます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(中村武弘君) 全会一致です。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(中村武弘君) 日程第5、議員提出第3号議案、バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書を議題に供します。

提案者の説明を求めます。

9番益田議員。

○9番(益田芳子君) 議員提出第3号議案、平成30年3月13日。

府中町議会議長中村武弘様。

提出者、府中町議員議員15人。

バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書。

このことについて、府中町議会会議規則第12条の規定により、提出をいたします。

バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書。

新バリアフリー法施行から10年以上が経過し、バリアフリー化は一定程度進展を見せているところである。

しかしながら、急速に地域の人口減少、少子高齢化が進む中で、地域の一体的バリアフリー化のニーズはますます高まっているにもかかわらず、全国の市町村においてはさまざまな事情から基本構想等の作成が進まない地域もある。

また、公共交通事業者の既存施設のバリアフリー化や接遇のあり方について、一層の向上が急務となっている。

2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、これを

契機とした共生社会の実現をレガシーとすべく、また、政府の一億総活躍社会の実現を具体化するため、東京のみならず全国各地の一層のバリアフリー化が進められる必要がある。そのためには、バリアフリー法を改正し、制度面から地域の抱える課題の解決を目指すことが不可欠である。

政府は、平成29年2月に関係閣僚会議において決定された「ユニバーサルデザイン2020年行動計画」に基づき、同法の改正を含むバリアフリー施策の見直しを進めていると聞く。

こうした状況を踏まえ、政府におかれては、全国各地のバリアフリー水準の底上げに向けて、同法の改正及びその円滑な施行を確実に実施するよう、また、その際には下記について措置するよう求めるものである。

#### 記

1. 地域の面的・一体的なバリアフリー化を進めるため、バリアフリー法の基本構想制度の見直しも含めた新たな仕組みについて検討すること。
2. 公共交通事業者がハード・ソフト一体的な取り組みを計画的に進める枠組みについて検討すること。
3. バリアフリー施策を進める際には、高齢者、障がい者等の意見を聞くような仕組みを検討すること。あわせて、バリアフリーの促進に関する国民の理解を深めるとともに、その協力を求めるよう国として教育活動、広報活動等に努めること。
4. バリアフリー法改正後速やかな施行を行う観点から、改正内容について、十分に周知を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月19日。

広島県安芸郡府中町議会。

内閣総理大臣 安倍晋三様、国土交通大臣 石井啓一様。

以上でございます。

○議長（中村武弘君） 以上で提案説明を終わります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村武弘君） なければ、討論を終わります。

これより採決を行います。

ただいまの出席議員 17 名で、採決に加わる者 16 名でございます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（中村武弘君） 賛成多数です。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第 6、議員提出第 4 号議案、府中町議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。

12 番西議員。

○12 番（西 友幸君） それでは、日程第 4、議員提出第 4 号議案の提案説明をいたします。

府中町議会議長中村武弘様。

提出者、私、西友幸。連名として梶川三樹夫、岩竹博明、繁政秀子、児玉利典の 5 名でございます。

府中町議会議員定数条例の一部を改正する条例について。

このことについて、別紙のとおり地方自治法第 112 条及び府中町議会会議規則第 12 条の規定により提出します。

改正内容は、府中町議会議員定数条例を、現行の 18 人から 16 人に減じるという改正であります。

なお、附則として、施行期日はこの条例が公布された以降の初めての期日を公示される府中町議会議員一般選挙から施行するものであります。

提案理由としまして、府中町議会議員の定数を変更したいので、地方自治法第 91 条の規定により、条例改正するものであります。

少し時間をいただき補足説明しますと、私たちは議員がいかに町民のために知識、

良識を高め、期待に応えられているかという疑問を感じています。また、私は議員が議員であるための議員であってはいけないと思っております。

先般の全員協議会において、広島県から権限移譲により、従来に比べ議会としても事務調査事項はふえ、チェック機能である議会の権能は高めなければなりません。まちづくりの根幹である都市計画法を初め、さまざまな法律に関して知識を深めていく必要があります。そうした中で、議会活動や議員活動において、どれだけみずから知識を深め、町民に対して情報発信をしているのか、役立っているのか、自問自答を繰り返しています。

確かに、先般の全員協議会において議会運営委員会から示された人口や面積を参考に、適当な議員定数を考えることも大事であると思いますが、議会や議員の活動次第では、現在の１８名から１６人に減じても少数精鋭であれば町民のための議会運営は可能であると思いますので、一言つけ加えさせていただきますので、以上よろしくお願いをしまして提案説明といたします。

○議長（中村武弘君）　以上で提案者の説明を終わります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、討論を終わります。

これより採決を行います。

ただいまの出席議員１７名で、採決に加わる者１６名でございます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（中村武弘君）　賛成少数でございます。よって、本案は否決とすることに決定いたしました。

以上で、今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで町長が御挨拶したいと申し出ておられますので、許可します。

町長。

○町長（佐藤信治君） 3月定例会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、去る9日から本日まで11日間、平成30年度の当初予算の審議をいただくということで予算特別委員会も設置をされ、長丁場の定例会でございました。町長報告含めまして35件の議題を提起いたしまして、皆様方の熱心な御審議をいただきまして、全てお認めをいただきました。改めてお礼を申し上げます。

新年度予算につきましては、審査過程での御意見も念頭に入れ、適正に執行してまいりたい、そのように考えております。

本年度もきょうを入れてあと残すところ13日ということでございます。私どもにとりましては、本年度の事業をきちっと仕上げる時期ということと同時に、お認めいただきました新年度予算を円滑に執行するための準備をするという局面でもございます。引き続き緊張感を持って事務事業に当たってまいりますので、よろしくお願いいたします。

皆様方におかれましては、健康に御留意いただきまして、お元気で御活躍されますことを祈念をいたしまして、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中村武弘君） これをもちまして、平成30年第1回府中町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

（閉会 午後0時10分）

上記記録の内容が正確であることを証するため署名する。

府中町議会 議長

議員

議員